平成30年度

福井県における
労働行政のポイント

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 福井労働局
労働基準監督署・ハローワーク

平成30年度

福井労働局行政運営方針

福井労働局は、平成30年度の労働行政の運営に当たって、地域の総合労働行政機関として、利用者の立場に立った親切でわかりやすい窓口対応、事務処理の迅速化等「懇切・公正・迅速」なサービスに努めるとともに、労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政が連携を密にしつつ、それぞれの専門性を一層発揮し、労働局、労働基準監督署、ハローワークが一丸となって以下の対策に取り組みます。

女性活躍推進法に基づき女性の活躍が優良な企業として認定を受けた企業が表示できます。愛称は「えるぼし」です。

次世代育成支援対策推進法に基づき「子育てサポート企業」として認定を受けた企業が表示できます。☆の数は認定を受けた回数です。

くるみん認定企業のうち、さらに進んだ取組を行い特例認定を受けた企業が表示できます。

安全衛生優良企業に認定されると、厚生労働省のホームページで企業が公表されます。
また、安全衛生優良企業マークが名刺や商品等に使用でき、さまざまな場所でＰＲすることができます。

若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の優良な中小企業を若者雇用進法に基づき、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度のマークです。

Ⅰ　雇用環境・均等担当部署の主要対策

第１　働き方改革と女性活躍を推進します

労働力人口が減少していく中、女性、高齢者をはじめすべての人々が働きやすく、活躍しやすい職場環境を作る必要があります。

❶ 同一労働同一賃金の実現に向けた均等・均衡待遇や非正規雇用労働者の正社員転換の取組を支援します。

福井県の非正規労働者の雇用比率は約3割（全国は約4割）となっています。

「賃金構造基本統計調査」によると、平成28年の短時間労働者と一般労働者の賃金格差については、一般労働者の1時間当たり100とした場合、短時間労働者は62.1となっています。

非正規雇用については、正規雇用と比べ、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が少ない等の課題があり、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善を進めていくことが必要です。

非正規労働者の推移

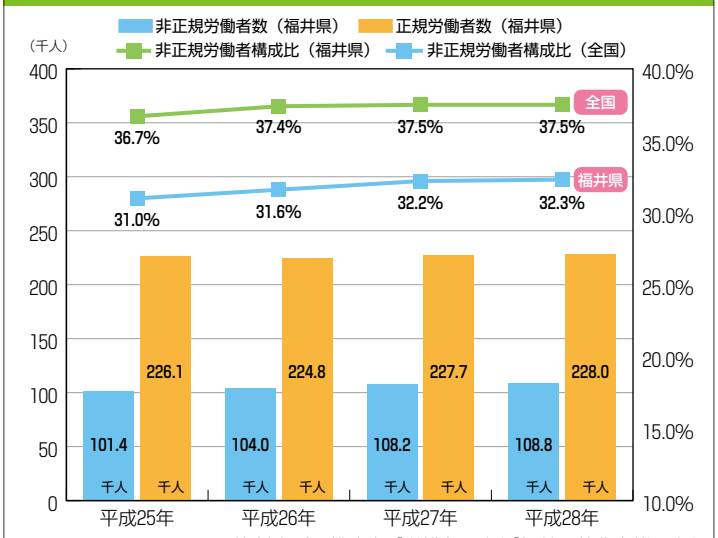

資料出所：総務省「労働力調査」「福井県就業実態調査」

このため、今年度、新たに「福井県働き方改革推進支援センター」を設置し、企業における非正規雇用労働者の待遇改善を支援します。

また、パートタイム労働法の履行確保を図るため、差別的取扱いの禁止や均衡待遇、正社員転換推進措置について、助言・指導を行います。

❷ 長時間労働の抑制に取り組む事業主等を支援します。

福井県は、平成27年実績の年次有給休暇の取得率は全国平均を上回りましたが、総実労働時間は全国に比べ長い傾向が続いています。

（１）これまでの働き方・休み方等を見直し、効率的な働き方を進めるため、「働き方・休み方改善コンサルタント」を活用して企業訪問及びワークショップを開催し、具体的なアドバイスを行います。

また、働き方・休み方の見直しに係る自主的な取組について、管内企業のトップ等に直接働きかけを行います。

働き方改革のためのワークショップ

さらに、「福井県働き方改革推進支援センター」において弾力的な労働時間制度の労務管理に関する技術的な相談支援を行うとともに、「時間外労働等改善助成金」の周知等を通じ、長時間労働の抑制等に取り組む事業主を支援します。

（２）地域の実情に応じた働き方改革を進めるために、県、労使団体及び金融機関等で構成する「ふくい働き方改革推進会議」において協議を行い、地域ぐるみで働き方改革を推進します。

③ 女性活躍を推進します。

女性の年齢階級別人口に占める雇用者の割合をみると、福井県はどの年齢層も全国を上回っています。その一方で、管理職に占める女性の割合は全国平均を下回るなど、課題もみられます。

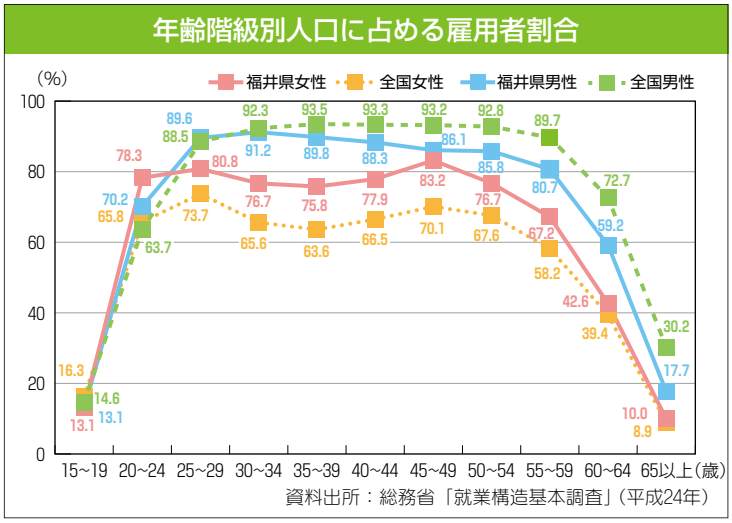

（１）配置・昇進について、男女間に事実上の格差が生じている場合は、その原因を確認し、男女雇用機会均等法違反に対しては厳正に指導を実施し、是正を図ります。

（２）女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等が義務づけられている301人以上の企業について報告徴収を実施し、課題解決に向けた助言を行います。300人以下の企業についても、好事例の提供や「両立支援等助成金」の周知等を行い、取組への働きかけを行います。

④ 職業生活と家庭生活の両立支援対策を推進します。

（１）改正育児・介護休業法に対応した制度等の内容が定着するよう、法の周知や規定整備指導等を行います。

（２）両立支援の取組好事例の提供や「両立支援等助成金」の周知等を通じ、男性の育児休業の取得促進や介護離職の防止に取り組む事業主を支援します。

「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク「トモニン」

（３）次世代育成支援対策推進法に基づく認定マーク「くるみん」「プラチナくるみん」について、周知を図るとともに、企業の認定を目指した取組が一層進むよう、働きかけを行います。

また、女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣認定制度及び認定マーク「えるぼし」について周知を図るとともに、企業の認定申請に向けた取組の促進を図ります。

認定マーク「えるぼし」

第２　安心して働くことができる環境整備を推進します

❶ 各種ハラスメント対策が一体的に講じられるよう指導・啓発を行います。

妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント（いわゆるマタハラ）、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントに関する相談は、増加傾向にあります。

特に、いわゆるマタハラ、セクシュアルハラスメントに関しては、男女雇用機会均等法等において、事業主に対し、防止措置を講じることが義務づけられていることから、これらハラスメントに対する防止措置が一体的に講じられるよう、積極的な周知及び指導を行います。

また、労働者が妊娠・出産、育児休業等により不利益取扱いを受けることがない就業環境の整備に向けて、関係法令の周知徹底を図るほか、法令違反が疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な是正指導等を行います。

職場のパワーハラスメント　6類型

精神的な攻撃

身体的な攻撃

過大な要求

人間関係からの切り離し

個の侵害

過小な要求

パワハラ裁判事例、他社の取組など
パワハラ対策についての総合情報サイト
あかるい職場応援団

職場のパワーハラスメントは、適切な対応により、予防・解決が可能です。組織全体で対応し、快適な職場環境の実現をめざしましょう。

ポータルサイト
「あかるい職場応援団」にて情報を提供中
http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/

❷ 個別労働関係紛争の解決を促進します。

（１）解雇、労働条件引下げに関する相談や近年増加する職場でのいじめ・嫌がらせ、退職に際してのトラブルに関する相談など労働問題のあらゆる分野の相談に、懇切・丁寧な対応と迅速・的確な処理に努めます。

（２）民事上の個別労働関係紛争の迅速な解決に向けて、労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんを行います。

総合労働相談件数の推移

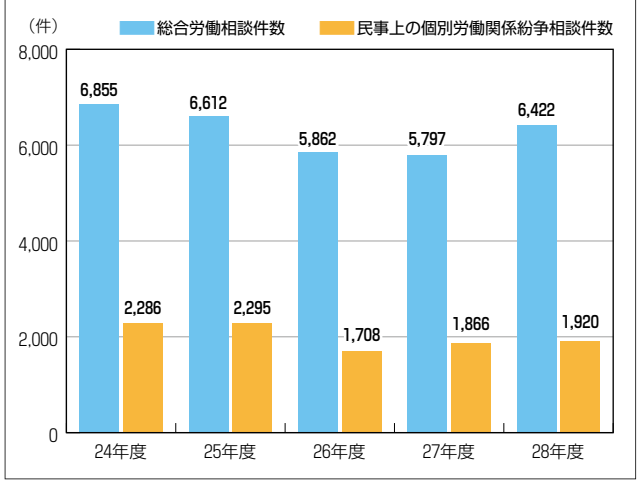

平成28年度 民事上の個別労働関係紛争相談の内訳

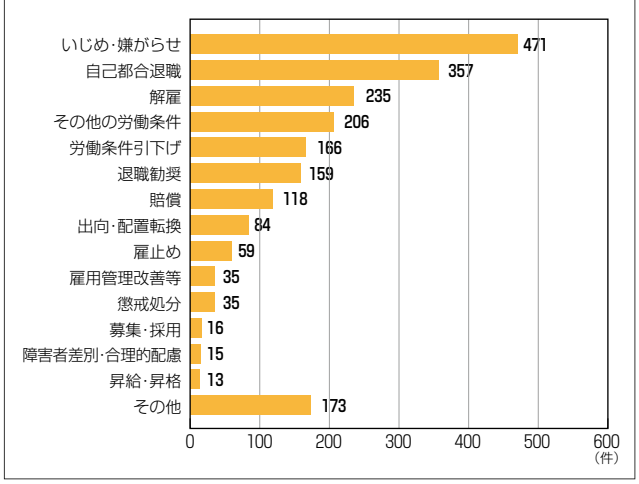

❸ 労働関係法令の周知啓発を行います。

（１）平成30年4月から無期転換の申込が本格的に始まっていることから、改正労働契約法の趣旨を踏まえた対応が行われるよう、無期転換ルールを中心に引き続き積極的に周知します。

　また、無期転換ルールの適用を意図的に避ける目的での雇止め等を把握した場合には、積極的に啓発指導を行います。

（２）「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン（4月～7月）をはじめ、学生アルバイトの労働条件の確保に向け、学生や事業主に対し、労働条件の明示等、労働基準関係法令に関する事項についての周知・啓発を行います。

❹ 生産性を向上させ、賃金を引き上げる事業主を支援します。

　生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額引き上げた場合に、その設備投資等の一部を助成する「業務改善助成金」について、中小企業・小規模事業者への周知を積極的に行い、円滑な実施を図ります。

　また、「福井県働き方改革推進支援センター」において、賃金引上げのための業務改善等に関する相談支援を行います。

Ⅱ　労働基準担当部署の主要対策

第１　長時間労働を是正し、過労死等を防止します

❶ 相談・申告の状況

平成29年に労働基準監督署で受け付けた労働基準関係法令の相談は、978件で前年より52件減少し、内訳は定期賃金不払200件、賃金不払残業201件、過重労働・長時間労働176件、時間外労働112件などとなっています。労働時間関係の相談は約３割を占め、前年より82件増加となっています。

また、法違反の是正を求める申告は178件で前年より37件減少し、賃金不払が129件と４年連続で最も多く、解雇20件、労働時間７件と続いています。

❷ 労働時間の状況

平成28年の県内の総労働時間は1,777時間（速報値（※1）、以下同じ。）、このうち正社員（※2）は2,034時間で、全国平均2,024時間より10時間多くなっています。

また、平成28年度届出の時間外・休日労働に関する協定（以下「36協定」）のうち、1,010事業場、対象労働者23,449人で、１か月当たり80時間超の時間外労働が可能となっています。事業場の自主点検結果では、1か月80時間超の時間外・休日労働を行った労働者は1,638人となっています。

労働時間とパート比率

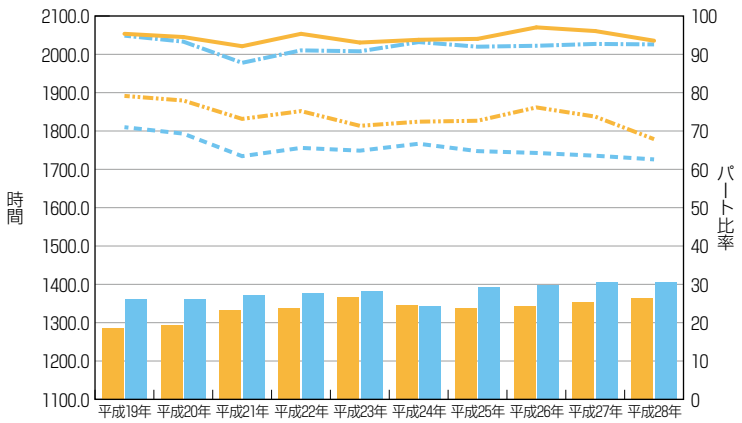

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
福井パート比率	18.6	19.4	23.2	23.9	26.6	24.6	23.9	24.4	25.3	26.4
全国パート比率	26.1	26.1	27.3	27.8	28.2	24.3	29.4	29.8	30.5	30.7
福井一般(正社員)総実労働時間	2052.0	2043.6	2019.6	2052.0	2029.2	2036.4	2038.8	2068.8	2059.2	2034.0
福井総実労働時間(パート含む)	1890.0	1878.0	1830.0	1850.4	1812.0	1822.8	1825.2	1860.0	1836.0	1777.2
全国一般(正社員)総実労働時間	2047.2	2031.6	1976.4	2008.8	2006.4	2030.4	2018.4	2020.8	2025.6	2024.4
全国総実労働時間(パート含む)	1808.4	1791.6	1732.8	1754.4	1747.2	1765.2	1746.0	1741.2	1734.0	1724.4

※１　福井県毎月勤労統計調査（平成28年は速報値）
※２　一般（正社員）総実労働時間は、特定業種（製造業、卸売業・小売業、医療・福祉業）の平均値

❸ 過労死等ゼロに向けた指導方針

働き方改革の柱の一つの長時間労働の是正、特に過労死等防止については、県内過労死等ゼロの実現に向けて以下の取組を行います。

ア　平成29年7月策定・公表の一般労働条件の確保・改善推進計画（過労死等ゼロに向けた指導方針）に基づいて、(ｱ)長時間労働が行われている事業場の監督指導、(ｲ)36協定

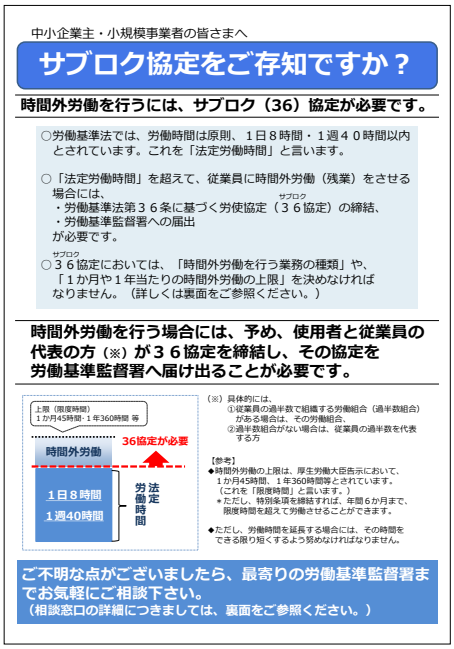
中小企業主・小規模事業者の皆さまへ

サブロク協定をご存知ですか？

時間外労働を行うには、サブロク（36）協定が必要です。

○労働基準法では、労働時間は原則、１日８時間・１週４０時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。

○「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働（残業）をさせる場合には、
・労働基準法第３６条に基づく労使協定（３６協定）の締結、
・労働基準監督署への届出
が必要です。

○３６協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や、「１か月や１年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。（詳しくは裏面をご参照ください。）

時間外労働を行う場合には、予め、使用者と従業員の代表の方（※）が３６協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出ることが必要です。

上限（限度時間）
１か月45時間・１年360時間 等
36協定が必要
時間外労働
１日８時間
１週40時間
法定労働時間

（※）具体的には、
①従業員の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合は、その労働組合、
②過半数組合がない場合は、従業員の過半数を代表する方

【参考】
◆時間外労働の上限は、厚生労働大臣告示において、１か月45時間、１年360時間等とされています。（これを「限度時間」と言います。）
＊ただし、特別条項を締結すれば、年間６か月まで、限度時間を超えて労働させることができます。

◆ただし、労働時間を延長する場合には、その時間をできる限り短くするよう努めなければなりません。

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお気軽にご相談下さい。
（相談窓口の詳細につきましては、裏面をご参照ください。）

の未締結・未届事業場への指導、㈠年次有給休暇の計画的付与、時間単位年休の推奨による取得促進、㈡パワハラ防止を含むメンタルヘルス対策の推進

イ　11月の過労死等防止啓発月間に街頭宣伝、シンポジウム開催などによる県内の意識啓発と集中的監督により、過労死等防止の機運醸成

第２　安全で健康に働くことができる職場づくりを進めます

❶ 労働災害等の状況

平成29年の死亡者（速報値、以下同じ。）は5人で前年から2人減少しました。休業４日以上の死傷者は735人で前年から27人（3.5%）減少しました。

一方、業務上疾病者は長期的には減少しているものの、定期健康診断、特殊健康診断の有所見率は全国より高い状況です。メンタルヘルス対策の取組を行っている常時20人以上の事業場の割合は、平成29年12月現在約60%です。

全産業における死傷者・死亡者の推移

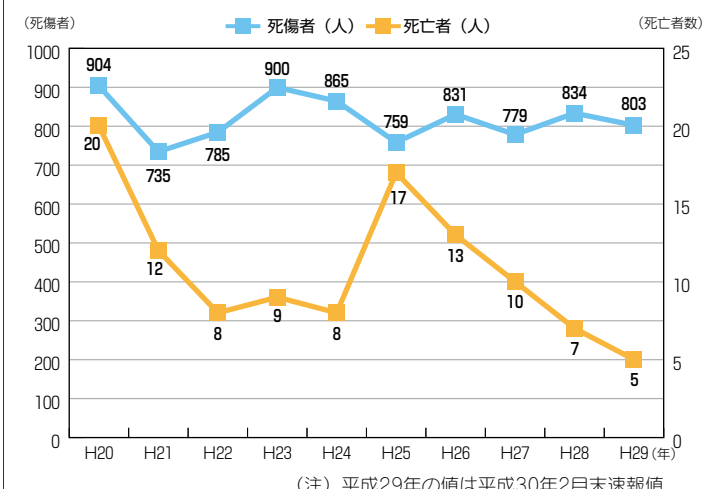

（注）平成29年の値は平成30年2月末速報値

❷ 第13次福井労働局労働災害防止計画

建設業、製造業、第三次産業及び道路貨物運送業などの業種別対策とともに、転倒災害、腰痛、高年齢者などの労働災害防止対策に取り組みます。

また、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の普及を図るなど、パワハラ防止を含むメンタルヘルス対策の取組を促進します。

第13次労働災害防止計画の主な目標（期間2018～2022年）

- 死亡者数について、12次防期間中と比較して13次防期間中の人数を50%以上減少
- 休業4日以上の死傷者数について、2022年までに、2017年と比べて5%以上減少
- 過重労働による健康障害防止の徹底
- メンタルヘルス対策の取組事業場の割合を80%以上

（１）　死亡災害の撲滅を目指した対策

ア　建設業の労働災害の約４割を占める墜落・転落災害を防止するため、引き続き法令措置の遵守徹底を図ります。また、高所作業時の墜落防止用保護具を原則としてフルハーネス型とする労働安全衛生規則等の改正予定の事前周知を図ります。

イ　製造業の労働災害の約３割を占める機械への「はさまれ・巻き込まれ」災害等を防止するため、災害発生事業者の再発防止対策及び高経年設備の点検等対策について周知と指導を行います。

（2） 過労死等防止などの健康確保対策等

ア　長時間労働者に対する面接指導の実施の徹底を図り、長時間労働者に関する情報の産業医への提供義務化等の周知、指導を行います。

イ　「労働者の心の健康の保持増進のための指針」、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」の周知、指導を行います。また、ストレスチェック結果の集団分析事例の周知や産業保健関係助成金の利用勧奨を行い、その適切な実施を促進します。

　さらに、健康診断後の有所見者に係る医師の意見聴取及び就業上の措置の実施の徹底を図ります。

（3）休業災害の抑制対策

　第三次産業の社会福祉施設を運営する法人及び小売業多店舗展開企業に対して、本社・本部における取組の促進により全店舗・施設の安全衛生水準の向上を図ります。

　陸上貨物運送事業における荷役作業の５大災害（墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト使用時の事故、無人暴走及びトラック後退時の事故）を防止するため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」について、周知、指導を行います。また、荷主等に対しても、荷主等が取り組む必要性の理解促進を図ります。このほか、「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」、冬季特有災害、腰痛、熱中症、交通労働災害防止対策などを引き続き効果的に推進します。

（4）治療と仕事の両立支援の推進

　「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルの周知を福井産業保健総合支援センターと連携して行います。また、福井県地域両立支援推進チームで作成した福井版リーフレットの周知を地域関係者と連携して行い、県内事業場の取組の促進を図ります。

　スーツを着たウサギのキャラクターです。両耳を「ちりょう」「しごと」のフキダシに見立て、両立すべきものが明確に伝わることを意図しています。軽やかに歩いている姿で、「治療と仕事を両立」することによる前向きな気持ち、より働きやすい職業生活へと一歩ずつ着実に進んでいくイメージを表現しています。

　〝ちりょうさ〟という名前は、「治療（ちりょう）」と「うさぎ」を合成した造語です。

（5）化学物質による健康障害防止対策

　特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等法令措置の遵守徹底を図ります。また、ラベル表示と安全データシート（SDS）の入手・交付の徹底を図るとともに、リスクアセスメントの実施及びリスク低減対策の取組を指導します。

　建築物解体作業の石綿ばく露防止について、石綿障害予防規則等に基づく指導を行い、特に事前調査の結果に関する掲示、石綿含有成形板の手ばらしによる石綿漏えい防止措置、及び除去後の荷姿の確認の徹底を図ります。

第３　最低賃金制度の適切な運営を図ります

非正規労働者など賃金の低廉な労働者の労働条件改善を図るセーフティネットとして最低賃金制度が適切に機能するために、最低賃金額の改定と周知等による履行確保を図ります。

福井県の最低賃金

区分	最低賃金の名称	時間額	効力発生日
地域別最低賃金			
（すべての労働者と使用者に適用）	福井県最低賃金	778円	平成29年10月1日
特定最低賃金			
（右の産業に従事する基幹的労働者とその使用者に適用）	福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金	780円	平成29年12月24日
	福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金	844円	
	福井県電気機械器具製造業最低賃金（略称）	820円	
	福井県百貨店，総合スーパー最低賃金	805円	

第４　労災補償対策を推進します

1 労災補償の状況

新規受給者数は近年高い水準で推移し、平成27年度以降は3,600人以上となっています。

社会的に関心の高い過労死等事案（脳・心臓疾患及び精神障害）の請求件数は、脳・心臓疾患事案が平成27年度まで2～3件で推移し、平成28年度は6件となっています。精神障害事案は7～12件で推移し、平成28年度は9件となっています。

石綿関連疾患の請求件数は、平成24年度以降3～7件で推移し、平成28年度は6件となっています。

労災補償の新規受給者数の推移

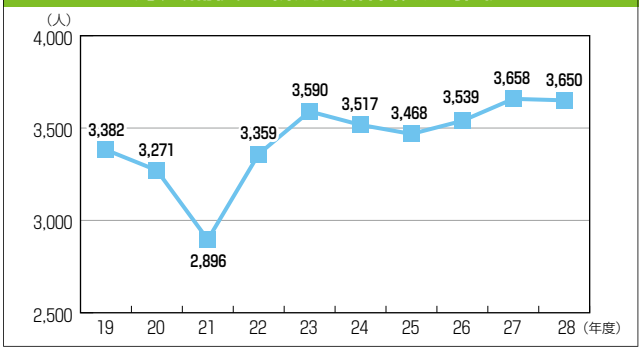

脳・心臓疾患に係る労災請求・決定件数の推移

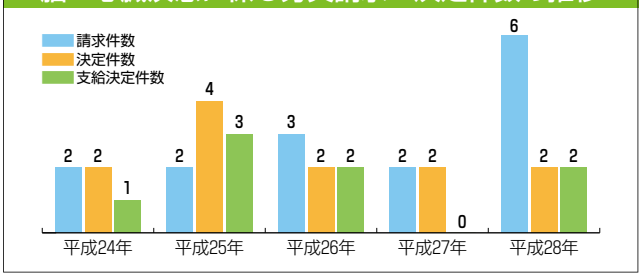

2 迅速・適正な処理の保持

社会的関心が高く複雑困難なものが多い過労死等事案について、認定基準等に基づき迅速・適正な事務処理を行います。

石綿関連疾患に関する労災補償制度等についてがん診療連携拠点病院等に対して問診時

精神障害に係る労災請求・決定件数の推移

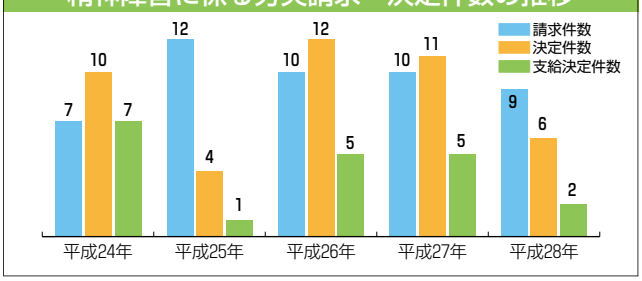

の石綿ばく露チェック表の活用や労災請求の勧奨を依頼するなどにより、支給可能性のある労働者への周知を図ります。

また、窓口相談者等に対する懇切・丁寧な説明や請求人に対する定期的な処理状況の連絡等を徹底します。

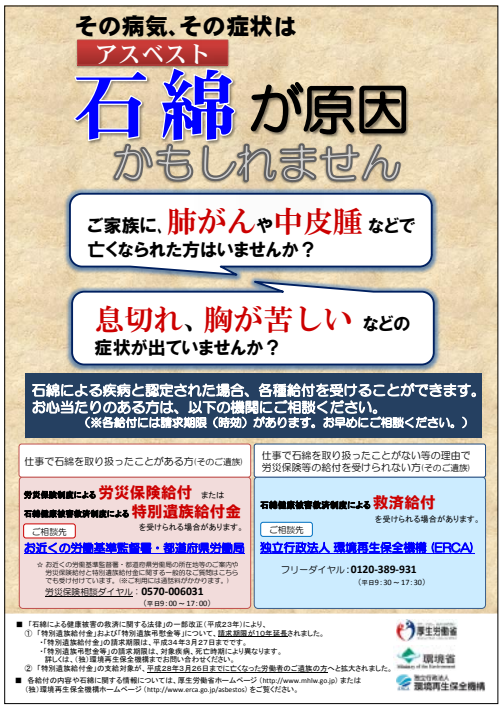

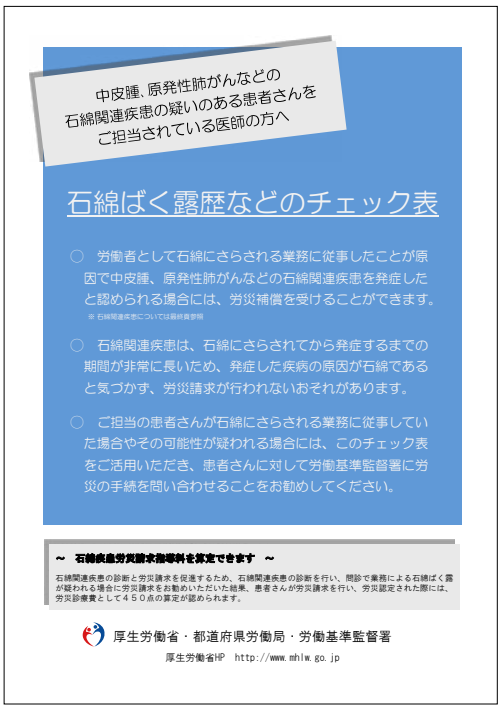

第５　原子力発電所等に対する総合的な対策を進めます

❶ 現在、県内には6か所15基の原子力発電所等のうち、2基が稼働し、数基の再稼働が予定されています。

平成29年は再稼働に向けた新規制基準対応の建設工事で、大型クレーンの転倒事故が社会的に注目されるとともに、トンネル工事などで労働災害が発生しています。さらに、定期点検工事についても長期間の運転停止を経ており、工事における労働災害発生の懸念があります。また、今後の定期検査工事の再開、廃炉作業の本格化に伴い、被ばく線量管理、健康診断等健康障害防止措置を徹底する必要があります。

❷ 新規、臨時・短期に入構する関係請負人に対しては、連絡調整、新規入場者教育についてより丁寧な指導・援助を行うよう原子力事業者に指導します。

また、統括安全衛生管理の徹底を図り、ＰＤＣＡサイクルによる安全管理、被ばく管理、健康管理等の安全衛生管理を徹底するよう原子力事業者から直接工事等を請け負う元方事業者に対して指導します。

さらに、機械設備等に係る危険有害情報を廃炉作業、定期検査工事等における工事関係者すべてと共有し、機械設備、作業などに応じたリスクアセスメント及びその評価に基づくリスク低減措置を実施徹底するよう指導します。

Ⅲ　職業安定担当部署の主要対策

第１　求職者・求人者への支援を強化し効果的なマッチングを推進します

1 福井県における雇用情勢は、着実に改善が進んでおり、有効求人倍率は、平成29年平均で2.01倍（原数値）となり、平成30年１月では2.00倍（季節調整値）となっています。

　こうした雇用環境の下、新規求職者に対する就職率（常用）は、平成30年1月末現在で47.9％と全国平均 31.1％を大幅に上回っています。

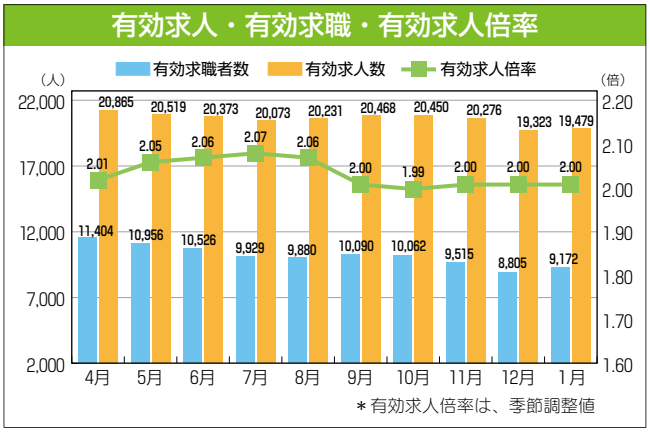

2 早期再就職促進のための取組みを推進します。

（１）求職者の状況やニーズに応じて予約制・担当制等により応募書類添削や模擬面接等のきめ細かな支援を実施するとともに来所者に対する相談窓口への誘導強化を図ります。

（２）正社員求人や応募しやすい良質求人の確保に努め、求人条件や求人票の記載内容についての助言・援助を行うほか、雇用管理指導援助業務と連携して企業の人材確保を支援します。

（３）ミニ面接会や事業所見学会等を積極的に実施して、企業情報の収集・蓄積・共有を図りより効果的なマッチングに努めます。

第２　新規学卒者など若者の就職を支援します

1 新規学校卒業予定者への正社員就職の支援として、適正な採用選考活動が行われるよう、求人求職秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めるとともに、地方自治体や経済団体等と連携して「企業説明会」や「就職面接会」等を開催し、県内企業への就職促進を図ります。

また、就職後の職場定着支援を実施します。

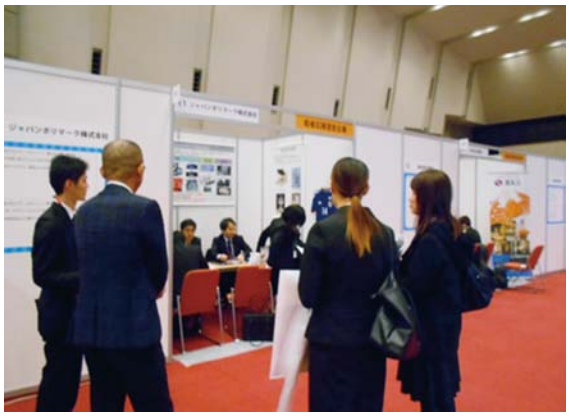

2 若者の採用・育成に積極的な「ユースエール認定企業」の周知や求人の確保を行い、積極的なマッチングを実施します。また、フリーター等について、

ハローワークに設置している「わかもの支援窓口」等において、セミナー等の開催など一人ひとりのニーズに応じた就職支援メニューを提供し、正社員就職を促進します。

第３　人材不足分野における人材確保と雇用管理改善を推進します

❶ 人材不足分野において労働者の募集と職場定着を促進するためには、従業員が「働きがい」、「働きやすさ」を感じることが出来る職場自体の魅力ＵＰを図っていく必要があります。そのため、企業内における評価制度・賃金体系制度や研修体系制度、健康づくり制度等々の雇用管理改善を促進し、「魅力ある職場づくり」について広く普及・啓発するとともに、その取組を推進します。

❷ ハローワーク福井に設置していた「福祉人材コーナー」を平成30年度より建設、警備、運輸など福祉分野以外も含めた人材確保支援の総合窓口「人材確保対策コーナー」に移行し、求職者に対して人材不足分野の仕事の魅力を伝えるとともに、当該分野の求人者に対する充足支援を強化し、両者を結び付けるマッチングの機会を拡充することにより、ミスマッチの改善を図っていきます。

第４　地方自治体と一体となった雇用対策を推進します

❶ 地域ニーズ等を踏まえた雇用対策を推進するため、福井県を含む13自治体と締結した雇用対策協定に基づき、福井県や県内市町が行う地域振興や経済対策と一体となって、若者・女性・高齢者・障害者等に対する就労促進等の雇用対策を推進します。

❷ 人口減少対策、労働力不足に対処するため、福井県や県内市町との共催による合同面接会を開催するほか、労働局・ハローワークが持つ全国ネットワークを活用して、県外の大学訪問や県外で開催される企業説明会等に積極的に参加し、県内企業や福井県・県内市町が行う移住・定住支援施策の紹介、誘導等を行います。

　また、労働局・ハローワークに設置している移住・定住に係る相談窓口において、福井県内への移住・定住希望者への職業相談・職業紹介及び移住・定住支援施策に係る総合相談等に応じるほか、県内市町と連携して移住者への定住支援を行います。

第５　子育てする女性の再就職を支援します

❶子育てしながら就職を希望する女性に対して、キッズコーナーやベビーチェア等を設置して子ども連れで来所しやすい環境を整備したハローワーク福井マザーズコーナーやハローワークたけふマザーズコーナーにおいて、きめ細かな就職支援サービスを提供します。また、地方公共団体等と連携して、保育所・子育て支援情報等も提供します。

❷児童等を扶養する母子家庭の母等に対しては、家庭環境等に配慮した職業相談・職業紹介を実施するとともに、特定求職者雇用開発助成金や公的職業訓練制度、トライアル雇用助成金等を活用して、早期の就職を目指します。

　また、公的職業訓練が必要とされた者に対しては、積極的かつ効果的な受講あっせん等に努めます。

第６　年齢にかかわりなく働ける社会の実現を目指します

❶高年齢者の雇用状況については、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく高年齢者雇用確保措置を実施している県内31人以上規模企業（1,255社）の割合は100％、前年同率（平成29年6月1日現在）となっています。

❷生涯現役社会の実現に向けた取組みを行う企業に対する相談・援助等の支援や他の事業主に対する成果の普及を実施します。

❸就労経験やニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や、特に就職が困難である65歳以上の高年齢求職者に対して支援を強化するなど、再就職支援を充実・強化します。

❹各種助成金の活用等により、高年齢者の再就職の援助・促進を進めます。

高年齢者の雇用確保措置実施状況（6月1日現在）

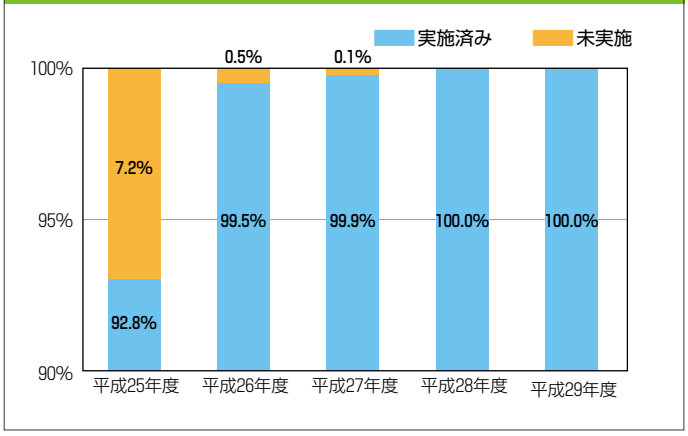

第７　障害者へのきめ細かな就労支援を行います

❶ 平成29年6月1日現在の民間企業の障害者雇用率は2.40%（全国1.97%）と全国第7位の水準にあり、雇用率達成企業の割合は58.6%（全国50.0%）と前年比で1.8ポイント上昇しました。

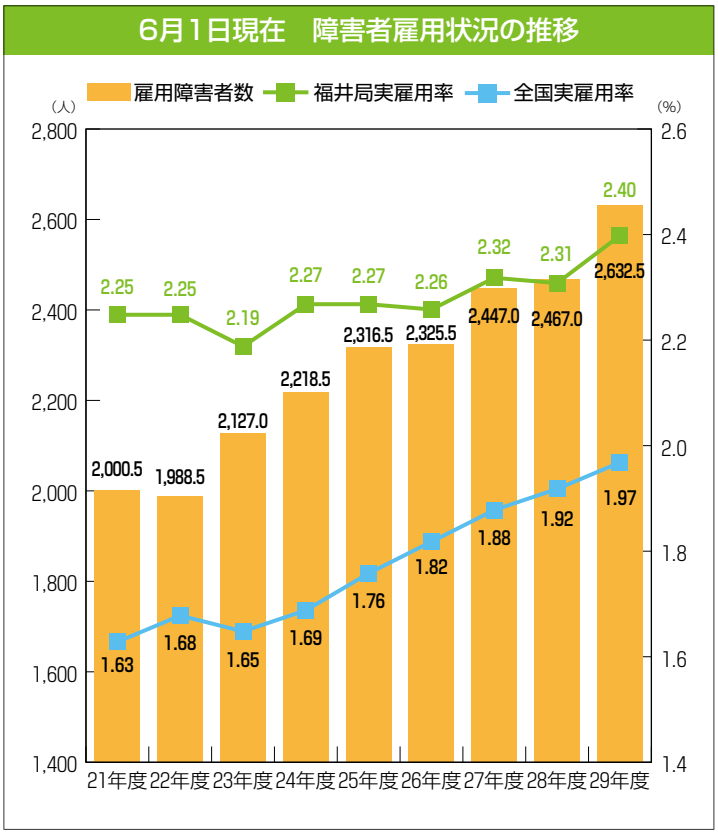

❷ 法定雇用率未達成の企業等に対して、ハローワーク幹部職員等による事業所訪問など、積極的な指導を実施します。

　特に、「0人雇用企業」を重点対象とし効果的な指導を行います。

❸ ハローワークが中心となり、地域の福祉施設、特別支援学校、医療機関等の関係機関が連携する「チーム支援」により、就労準備から職場定着までの一貫した就職支援を行うとともに、職場実習、就労支援セミナー等の事業を実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を推進します。

第８　労働力需給調整事業の適正な運営を促進します

❶ 職業紹介事業、労働者派遣事業及び労働者募集、並びに募集情報等提供事業が適正に運営されるよう、法制度の周知・指導監督又は技術的助言、許可申請・届出処理等を丁寧・適切に実施します。

　特に、派遣労働者の雇用安定措置、派遣受入期間の適切な運用等の指導監督に努め、法の履行確保を図ります。

　また、平成30年1月1日施行の職業安定法改正法の周知・啓発を行い、適正な運営を促進します。

❷ 派遣労働者の保護及び雇用の安定を図るため、派遣元事業主に対する派遣労働者のキャリアアップ措置、均衡待遇及び雇用安定措置、派遣先に対する均衡待遇等をはじめとする制度の周知・啓発に努め、円滑な施行を推進します。

第９　ハロートレーニング(公的職業訓練)を活用した能力開発による就職を支援します

地域の産業に必要な人材を育成するための職業訓練機会を確保するため、労働局やハローワークにおいて、職業訓練情報の収集や提供を行います。また、ハローワークでは、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを行い、求職者の適性・能力を踏まえ、公共職業訓練や求職者支援訓練の受講機会を提供して、求職者の職業能力開発を支援するとともに、訓練期間中及び訓練修了後には就職に向けたきめ細かな支援を実施します。

第10　安心して働ける雇用環境を整備します

1 非正規雇用労働者の対策として、公共職業訓練や求職者支援制度を活用し職業キャリアの形成を支援します。また、事業主の取組みを促進するキャリアアップ助成金等の積極的な活用を促進します。

2 雇用が不安定である外国人労働者については、雇用状況の把握や適切な就労のための事業所指導を行い、雇用維持・不法就労の防止に努めるとともに、通訳を配置したきめ細かな職業相談・再就職援助を行います。

　雇用が不安定である外国人労働者については、雇用状況の把握や適切な就労のための事業所指導を行い、雇用維持・再就職援助に努めるとともに、通訳の配置によりきめ細かな職業情報の提供・相談を行います。

3 生活保護受給者、児童手当受給者などの生活困窮者の就労による自立を支援するため、ハローワークは、福祉事務所内の常設窓口での就労支援や出張職業相談、地方自治体とのチームによる支援のほか、就職者に対するフォローアップを行うなど、ハローワークと地方自治体が連携して就労支援を行います。

　また、「生活困窮者自立支援法」に基づき地方自治体が実施する支援に局とハローワークは、連携・協力し、生活困窮者の就労による自立を支援します。

被保護者人員の推移

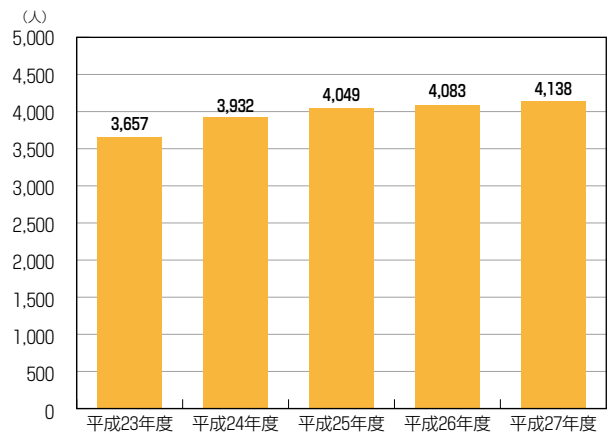

資料出所：厚生労働省福祉行政報告例（各年度月平均）（平成23年度）
厚生労働省被保護者調査都道府県統計表（平成24～27年度）

Ⅳ　労働保険制度の円滑な運営

第１　未手続事業一掃対策を推進します

労働保険未手続事業の的確な把握を行うとともに、関係団体等と連携を図るなど効果的な実施により加入勧奨に努め、未手続事業一掃対策を推進します。

第２　労働保険料及び一般拠出金を適正に徴収します

労働保険料等の徴収に当たっては、事業主に対し、労働保険制度に対する理解を促し、関係法令に従い労働保険料等を申告・納付するように適切に指導します。

また、必要に応じ、算定基礎調査や滞納整理を実施し適正徴収を推進します。

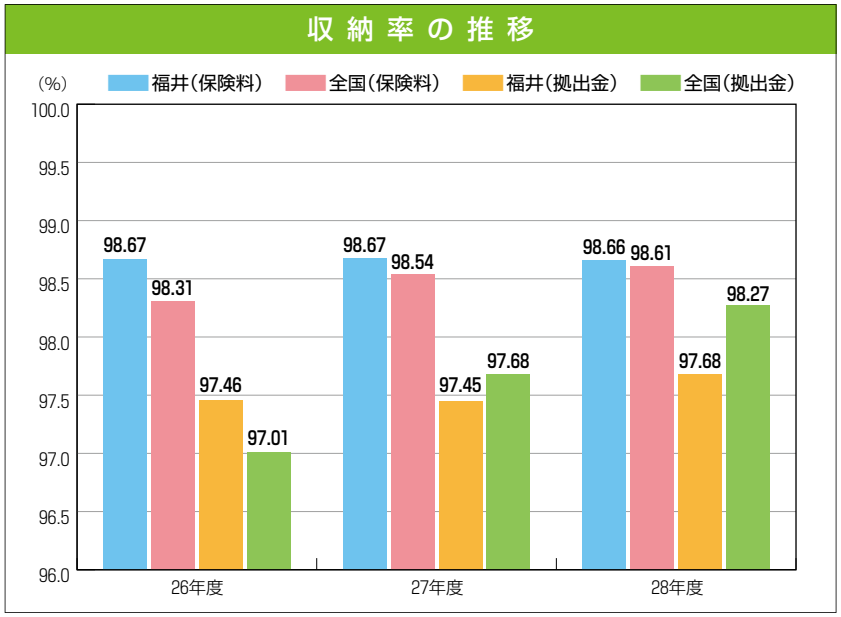

第３　労働保険事務組合に対し指導に努めます

中小零細事業に対して労働保険事務組合が果たしている役割は極めて大きく、労働保険事務組合制度が十分機能し、その信頼が確保されるよう労働保険事務組合に対して適切な指導に努めます。

第４　電子申請の更なる利用勧奨に努めます

電子申請の利用について、電子申請利用率の向上及びワンストップ化等に積極的に取り組み、利用の勧奨に努めます。

第５　口座振替納付制度の利用促進に努めます

口座振替納付制度の利用促進の広報を行うことにより、金融機関等の窓口に出向くことなく納付ができる等、事業主の利便性の向上を図ります。

福井労働局の組織と主な業務

（福井労働局は3部1室で構成し、労働基準監督署（4署）、ハローワーク（6所）があります。

福井労働局所在地	〒910-8559　福井市春山1丁目1-54　福井春山合同庁舎（9階、14階）
労災補償課分室所在地	〒910-0006　福井市中央3丁目1-5　　三谷中央ビル7階

厚生労働省

福井労働局

総務部（14階）

総務課 TEL(0776)22-2655 FAX(0776)21-8044	庶務、会計、人事、情報公開法等の業務を担当しています。
労働保険徴収室 TEL(0776)22-0112 FAX(0776)22-3005	労働保険（労災保険及び雇用保険）の加入・申込、労働保険料の徴収等の業務を担当しています。

雇用環境・均等室（9階） TEL(0776)22-3947(指導係) TEL(0776)22-0221(助成金係) FAX(0776)22-4920	労働に関する相談、男女雇用機会均等の確保、仕事と家庭の両立支援、働き方改革等の業務を担当しています。また、各種助成金のうち、両立支援等助成金、時間外労働等改善助成金（仮称）、業務改善助成金の支給申請受付を担当しています。

労働基準部（9階）

監督課 TEL(0776)22-2652 FAX(0776)21-6646	賃金、労働時間等の法定労働条件の確保等の業務を担当しています。 「外国人労働者相談コーナー」をご利用ください。
健康安全課 TEL(0776)22-2657	労働災害防止等の職場における安全確保対策、メンタルヘルス・健康管理等の職場における健康確保対策、ボイラー等の特定機械の検査、労働安全衛生法に基づく免許証交付申請の受付等の業務を担当しています。
労災補償課 TEL(0776)22-2656 FAX(0776)22-2776 TEL(0776)25-0631(分室) FAX(0776)25-0641	労災保険給付、被災労働者の社会復帰促進等事業、労災保険審査請求の業務を担当しています。
賃金室 TEL：(0776)22-2691	最低賃金、最低工賃、賃金統計等の業務を担当しています。

職業安定部（9階）

職業安定課 TEL(0776)26-8609 FAX(0776)27-5320	職業紹介、職業指導、雇用保険制度、新規学卒者・若年者の雇用対策等の業務を担当しています。
職業対策課 TEL(0776)26-8613 FAX(0776)27-7693	高齢者・障害者・外国人・建設労働者の雇用対策、助成金等の雇用支援、各種助成金支給申請受付を担当しています。
訓練室 TEL(0776)26-8610	求職者支援訓練等の職業訓練業務、生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援業務及びジョブ・カード制度普及の業務を担当しています。
需給調整事業室 TEL(0776)26-8617	労働者派遣事業、職業紹介事業、労働者供給事業の業務を担当しています。

労働基準監督署 （福井、敦賀、武生、大野）	労働時間・賃金の支払等労働条件に関する監督指導、職場の安全衛生、健康管理に関する指導、労災保険の各種給付を担当しています。
ハローワーク （福井、武生、大野、三国、敦賀、小浜）	求職者・求人者に対する職業紹介、雇用保険適用・給付、各種雇用支援等の業務を担当しています。

主な助成金・給付金制度のご案内

労働局では、さまざまな種類の助成金・給付金を扱っています。

職業安定行政の主な助成金・給付金

雇用調整助成金
景気の変動により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者の雇用維持を図る事業主に助成されます。

労働移動支援助成金
事業主縮小により離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現のための支援を民間職業紹介事業者に委託等をして行う事業主及び離職を余儀なくされた労働者を無期に雇い入れた事業主対して助成されます。

特定求職者雇用開発助成金
高齢者（60歳以上）や障害者などの就職が特に困難な者をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成されます。

トライアル雇用助成金
職業経験、技能、知識不足から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成されます。

人材確保等支援助成金
雇用管理制度の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に助成されます。

キャリアアップ助成金
非正規雇用労働者の正規雇用転換、処遇改善等を行う事業主に助成されます。

障害者雇用安定助成金
障害者の職場定着等の措置を講じる事業主に対して助成されます。

人材開発支援助成金
労働者の人材育成に係る制度の導入と実施をした事業主に助成されます。

問い合わせ先　労働局職業安定部職業対策課

基準行政関係助成金・給付金

未払賃金立替払制度
未払賃金の立替払い制度は、企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払う制度です。

問い合わせ先　各労働基準監督署、労働局労働基準部監督課

受動喫煙防止対策助成金
事業場の室内等において労働者の受動喫煙を防止するために喫煙室等を設置する中小企業事業主に助成されます

問い合わせ先　労働局労働基準部健康安全課

雇用環境・均等行政助成金・給付金

両立支援等助成金（出生時両立支援コース）
男性労働者が育児休業を取得しやすい取組を行い、男性労働者に一定の育児休業をさせた事業主に助成されます。

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）
労働者の仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主に助成されます。

両立支援等助成金（育児休業等支援コース）（中小企業対象）
育児休業取得者の復職等、仕事と家庭の両立支援に取り組む中小企業事業主に助成されます。

両立支援等助成金（再雇用者評価処遇コース）
妊娠、出産、育児、介護による退職者が復職、勤務経験を適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、6か月以上再雇用した事業主に助成されます。

両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）
女性活躍推進法に基づき、行動計画を策定し、取組を実施し、目標を達成した事業主に助成されます。

業務改善助成金（中小企業対象）
事業場内最低賃金の引き上げと、業務改善効果のある設備投資等を行う中小企業主の取組に要した経費の一部が助成されます。

時間外労働等改善助成金(仮称)
年次有給休暇の取得促進、所定労働時間の削減、時間外労働の上限設定の削減のための取組や勤務間インターバルの導入を行う中小企業事業主の取組に要した経費を一部助成します。

問い合わせ先　労働局雇用環境・均等室

労働基準監督署

■福井労働基準監督署
〒910-0842　福井市開発1-121-5
TEL(0776)54-7722　FAX(0776)54-6161

■敦賀労働基準監督署
〒914-0055　敦賀市鉄輪町1-7-3　敦賀駅前合同庁舎
TEL(0770)22-0745　FAX(0770)22-1019

■武生労働基準監督署
〒915-0814　越前市中央1-6-4
TEL(0778)23-1440　FAX(0778)23-6254

■大野労働基準監督署
〒912-0052　大野市弥生町1-31
TEL(0779)66-3838　FAX(0779)66-3817

ハローワーク

■ハローワーク福井
〒910-8509　福井市開発1丁目121-1
TEL(0776)52-8150　FAX(0776)52-8168

●ハローワーク福井マザーズコーナー
〒910-8509　福井市開発1丁目121-1
TEL(0776)52-8157　FAX(0776)52-8167

●福井ヤングハローワーク
〒918-8580　福井市西木田2-8-1
福井商工会議所ビル1階
TEL(0776)34-4700　FAX(0776)32-4520

■ハローワーク武生
〒915-0814　越前市中央2-8-23
TEL(0778)22-4078　FAX(0778)22-8830

●ハローワークプラザさばえ
〒916-0027　鯖江市桜町2-7-1　響陽会館1階
TEL(0778)51-8800　FAX(0778)51-8238

●ハローワークたけふマザーズコーナー
〒916-0027　鯖江市桜町2-7-1　響陽会館1階
TEL(0778)51-8821　FAX(0778)51-8238

■ハローワーク大野
〒912-0087　大野市城町8-5
TEL(0779)66-2408　FAX(0779)66-3332

●勝山市地域職業相談室
〒911-0811　勝山市片瀬町1-402
勝山市市民交流センター2階
TEL(0779)88-1286　FAX(0779)87-0720

■ハローワーク三国
〒913-0041　坂井市三国町覚善69-1
TEL(0776)81-3262　FAX(0776)82-4307

■ハローワーク敦賀
〒914-8609　敦賀市鉄輪町1-7-3　敦賀駅前合同庁舎
TEL(0770)22-4220　FAX(0770)22-2212

■ハローワーク小浜
〒917-8544　小浜市後瀬町7-10　小浜地方合同庁舎
TEL(0770)52-1260　FAX(0770)52-6814

総合労働相談コーナー

総合労働相談コーナーでは、労働者や事業主の方からのご相談を
面談あるいは電話でお受けいたしております。

■福井労働局総合労働相談コーナー　TEL **0776-22-3363**
■福井総合労働相談コーナー（福井労働基準監督署内）　TEL **0776-54-6167**
■敦賀総合労働相談コーナー（敦賀労働基準監督署内）　TEL **0770-22-0745**
■武生総合労働相談コーナー（武生労働基準監督署内）　TEL **0778-23-1440**
■大野総合労働相談コーナー（大野労働基準監督署内）　TEL **0779-66-3838**